



三重県公報

平成30年6月12日（火）

第 3013 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|------------------|--|------------------|-----|
| 告 示 | | | |
| 392 | 介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定 | (長寿介護課) | 2 |
| 393 | 介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定 | (同) | 2 |
| 394 | 住宅宿泊事業の実施を制限する区域から除く区域の指定 | (食品安全課) | 3 |
| 395 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 | (障がい福祉課) | 3 |
| 396 | 農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出 | (農産物安全・流通課) | 3 |
| 397 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要 | (中小企業・サービス産業振興課) | 3 |
| 398 | 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧 | (防災砂防課) | 4 |
| 公 安 委 告 示 | | | |
| 68 | 警備員等検定の実施 | (公安委員会) | 4 |
| 公 告 | | | |
| | 土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧 | (農地調整課) | 7 |
| | 土地改良区役員の退任及び就任の届出 | (同) | 7 |
| | 土地改良区清算人の就任の届出 | (同) | 7 |
| | 土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧 | (同) | 8 |
| | 公共測量を実施する旨の通知 | (公共用地課) | 8 |
| | 開発行為に関する工事の完了 | (建築開発課) | 8 |

告 示

三重県告示第 392 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成 30 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者名 | 指 定 日 年 月 日 | サービスの種類 |
|------------|-------------------|---------------------|----------------|--------------------|----------|
| 2470102522 | アクティブ訪問介護ステーション | 桑名市大字大仲新田 252 番地 1 | 株式会社アクティブ | 平成 30 年 6 月 1 日 | 訪問介護 |
| 2470205572 | ケア工房 ぬまふ | 四日市市笹川 7 丁目 94 番地 5 | 株式会社エマウ | 平成 30 年 6 月 1 日 | 訪問介護 |
| 2470505583 | ヘルパーステーション きづな | 津市桜橋一丁目 705 番地 | 合同会社きづな | 平成 30 年 6 月 1 日 | 訪問介護 |
| 2460190255 | アクティブ訪問看護ステーション | 桑名市大字大仲新田 252 番地 1 | 株式会社アクティブ | 平成 30 年 6 月 1 日 | 訪問看護 |
| 2470102514 | デイサービスセンターソレイユ西別所 | 桑名市大字増田 595 番地 | 株式会社アクティブ | 平成 30 年 6 月 1 日 | 通所介護 |
| 2470303344 | デイサービスプラージュ | 鈴鹿市南若松町 429-17 | 有限会社甚目 | 平成 30 年 6 月 1 日 | 通所介護 |
| 2470703550 | デイサービス桜木さん・松阪 | 松阪市垣鼻町 458 番地 | 医療法人桜木記念病院 | 平成 30 年 6 月 1 日 | 通所介護 |
| 2470802733 | ナーシング明野 | 伊勢市東大淀町 3834 | 株式会社テクノケア伊勢 | 平成 30 年 6 月 1 日 | 通所介護 |
| 2470102530 | アクティブ福祉用具レンタル販売 | 桑名市大字大仲新田 252 番地 1 | 株式会社アクティブ | 平成 30 年 6 月 1 日 | 福祉用具貸与 |
| 2470205564 | シルバーサポート三重中央店 | 四日市市川原町 23-23 | 中越クリーンサービス株式会社 | 平成 30 年 6 月 1 日 | 福祉用具貸与 |
| 2470102530 | アクティブ福祉用具レンタル販売 | 桑名市大字大仲新田 252 番地 1 | 株式会社アクティブ | 平成 30 年 6 月 1 日 | 特定福祉用具販売 |
| 2470205564 | シルバーサポート三重中央店 | 四日市市川原町 23-23 | 中越クリーンサービス株式会社 | 平成 30 年 6 月 1 日 | 特定福祉用具販売 |

三重県告示第 393 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成 30 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者名 | 指 定 日 年 月 日 | サービスの種類 |
|------------|-----------------|--------------------|----------------|--------------------|--------------|
| 2460190255 | アクティブ訪問看護ステーション | 桑名市大字大仲新田 252 番地 1 | 株式会社アクティブ | 平成 30 年 6 月 1 日 | 介護予防訪問看護 |
| 2470102530 | アクティブ福祉用具レンタル販売 | 桑名市大字大仲新田 252 番地 1 | 株式会社アクティブ | 平成 30 年 6 月 1 日 | 介護予防福祉用具貸与 |
| 2470205564 | シルバーサポート三重中央店 | 四日市市川原町 23-23 | 中越クリーンサービス株式会社 | 平成 30 年 6 月 1 日 | 介護予防福祉用具貸与 |
| 2470102530 | アクティブ福祉用具レンタル販売 | 桑名市大字大仲新田 252 番地 1 | 株式会社アクティブ | 平成 30 年 6 月 1 日 | 特定介護予防福祉用具販売 |
| 2470205564 | シルバーサポート三重中央店 | 四日市市川原町 23-23 | 中越クリーンサービス株式会社 | 平成 30 年 6 月 1 日 | 特定介護予防福祉用具販売 |

三重県告示第 394 号

住宅宿泊事業法施行条例（平成 30 年三重県条例第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり住宅宿泊事業の実施を制限する区域から除く区域を指定しました。

平成 30 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

次の学校等の敷地の周囲 110m 以内の区域

1 名張市

名張市立名張幼稚園
名張市立名張小学校
名張市立名張中学校
昭和保育園
名張西保育園

2 伊賀市

伊賀市立桃青の丘幼稚園
白鳳幼稚園
伊賀市立上野西小学校
伊賀市立崇広中学校
三重県立上野高等学校
曙保育園
睦保育園

三重県告示第 395 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 30 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 医療機関の種別 | 医療機関の名称 | 所在地 | 標ぼうしている診療科目 | 担当しようとする医療の種類 | 指 定 年 月 日 |
|---------|-------------|--------------------|-------------|---------------|--------------------|
| 薬局 | 健やか薬局 上津部田店 | 津市一身田上津部田 1578-7 | | 薬局 | 平成 30 年 6 月 1 日 |
| 薬局 | セイムス津垂水薬局 | 津市垂水法ケ広 1889 番地 24 | | 薬局 | 平成 30 年 6 月 1 日 |

三重県告示第 396 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 30 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 29 年 6 月 5 日 第 64 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

| 名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|------------------|---------------|----------------|
| 農業生産法人 有限会社 中村農産 | 代表取締役社長 中村 孝昭 | 松阪市高須町 2909 番地 |

3 変更内容

農産物検査員の住所変更

| 氏名 | 住所 | 農産物の種類 | 証明書番号 |
|--------|------------|-------------|----------|
| 佐野 佳代子 | ■■■■■■■■■■ | 飼料用もみ、飼料用玄米 | K2428101 |

三重県告示第 397 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により亀山市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）マルヤス亀山店
亀山市みずきが丘 9 番 8 ほか
- 2 亀山市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
地元自治会及び井田川小学校からの交通に係る要望について、十分に協議をして進めること。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）に係る騒音の指定施設を設置する場合は、亀山市と協議をすること。
 - (3) 廃棄物に係る事項
ア 大規模小売店舗届出書、指針配慮事項 8 廃棄物等の運搬・処理計画中、プラスチック製廃棄物等産業廃棄物に該当するものについては、三重県が許可する業者にて運搬及び処理するよう修正すること。
イ 鈴鹿市との広域連携により、鈴鹿市・亀山市レジ袋削減（有料化）・マイバッグ推進運動を市民及び事業者の協力のもと展開しているので参加すること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 6 月 12 日から同年 7 月 12 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 398 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県尾鷲建設事務所及び尾鷲市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

平成 30 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
梶賀北地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）
- 2 区域の所在地
尾鷲市梶賀町
- 3 区域の土地の表示
尾鷲市梶賀町字寺ノ上 150 番の一部、字登り立 190 番の一部並びに字奥 189 番の一部、191 番の一部、191 番 1 の一部、193 番の一部及び 193 番 1 の一部

公安委告示

三重県公安委員会告示第 68 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 23 条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施します。

平成 30 年 6 月 12 日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」といいます。）第 1

条第 2 号に規定する施設警備業務（以下「施設警備業務」といいます。）及び同条第 4 号に規定する交通誘導警備業務（以下「交通誘導警備業務」といいます。）に係る 1 級及び 2 級

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

| 種別及び級 | 実施期日 | 受検定員 |
|--------------|--------------------------------------|------|
| 交通誘導警備業務 1 級 | 平成 30 年 9 月 28 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで | 30 人 |
| 交通誘導警備業務 2 級 | 平成 30 年 11 月 9 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで | 30 人 |
| 施設警備業務 2 級 | 平成 30 年 11 月 21 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで | 30 人 |
| 施設警備業務 1 級 | 平成 30 年 12 月 7 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで | 30 人 |

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6
津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

3 受検資格

(1) 施設警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（施設警備業務に係るものに限り、以下「施設警備業務 2 級検定」といいます。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

(3) 交通誘導警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限り、以下「交通誘導警備業務 2 級検定」といいます。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(4) 交通誘導警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4 検定内容

学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった場合には、実技試験を実施しません。）

5 受検申請手続等

(1) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(2) 受検申請の受付期間

| 種別及び級 | 受付期間 |
|--------------|--|
| 交通誘導警備業務 1 級 | 平成 30 年 8 月 28 日（火）から同月 31 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで |
| 交通誘導警備業務 2 級 | 平成 30 年 10 月 9 日（火）から同月 12 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで |
| 施設警備業務 2 級 | 平成 30 年 10 月 23 日（火）から同月 26 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで |
| 施設警備業務 1 級 | 平成 30 年 11 月 6 日（火）から同月 9 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで |

受付は、定員になり次第締め切り、郵送又は電話による申込みは受け付けておりません。

(3) 受検申請の受付場所

ア 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(4) 提出書類

ア 施設警備業務 1 級

- (ア) 検定申請書（規則第9条に規定する別記様式第1号） 1通
- (イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）
三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面
- (ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
- (エ) 3(1)アに該当する者は、施設警備業務2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書
- (オ) 3(1)イに該当する者は、1級検定受検資格認定書 1通
なお、1級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

イ 施設警備業務2級

- (ア) 検定申請書（規則第9条に規定する別記様式第1号） 1通
- (イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）
三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面
- (ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

ウ 交通誘導警備業務1級

- (ア) 検定申請書（規則第9条に規定する別記様式第1号） 1通
- (イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）
三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面
- (ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
- (エ) 3(3)アに該当する者は、交通誘導警備業務2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(3)アに該当することを誓約する書面及び履歴書
- (オ) 3(3)イに該当する者は、1級検定受検資格認定書 1通
なお、1級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

エ 交通誘導警備業務2級

- (ア) 検定申請書（規則第9条に規定する別記様式第1号） 1通
- (イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）
三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面
- (ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署生活安全課において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6 検定日の受付時間

検定当日の受付時間は、午前 8 時 45 分から午前 9 時までとします。

7 受検手数料

| 種別及び級 | 受検手数料 |
|--------------|----------|
| 施設警備業務 1 級 | 16,000 円 |
| 施設警備業務 2 級 | 16,000 円 |
| 交通誘導警備業務 1 級 | 14,000 円 |
| 交通誘導警備業務 2 級 | 14,000 円 |

受検手数料は、三重県収入証紙により、検定申請書の提出時に納入してください。

なお、既納の手数料は、還付しません。

8 その他

(1) 検定に際しては、筆記用具を持参し、実技試験に適した服装でお越しください。

(2) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、玉垣土地改良区から申請のありました土地改良事業（玉垣土地改良区維持管理事業）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 30 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 30 年 6 月 13 日から平成 30 年 7 月 10 日まで

3 縦覧の場所

鈴鹿市玉垣地区市民センター（鈴鹿市北玉垣町 980 番地）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

上野土地改良区（伊賀市上野丸之内 182 番地の 3）

退任理事

伊賀市西明寺 379 番地

町野 競 治

就任理事

伊賀市西明寺 363 番地

福森 悦 郎

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

平成 30 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

馬場池用水土地改良区（伊賀市比土 2785）

就任清算人

伊賀市比土 2785

" " 2709-1

" " 2780

" " 2769

" " 2765

松 永 省 二

大 石 幸 生

中 岡 政 次

今 中 八 起

藤 原 秀 幸

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、水利施設等保全高度化事業櫛田川祓川沿岸地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成 30 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 30 年 6 月 13 日から同年 7 月 10 日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町 1340 番地 1）
明和町役場農水商工課（多気郡明和町大字馬之上 945 番地）
多気町役場建設課（多気郡多気町相可 1600 番地）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、松阪市上下水道事業管理者から通知がありました。

平成 30 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2 級基準点測量）
- 2 作業期間
平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 13 日まで
- 3 作業地域
松阪市井村町、同市大足町、同市藤之木町及び同市阿形町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 30 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 工事完了年月日 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 許可を受けた者の住所及び氏名 |
|---------------------|----------------------|---|
| 平成 30 年 5 月 22 日 | 三重郡川越町大字当新田字源治甚六 373 | 三重郡川越町大字当新田 362-1 株式会社ライフワン 代表取締役 野 呂 勇 滋 |

| | | |
|----------------|-------------------------|---|
| 平成30年 5月25日 | 三重郡朝日町大字小向字十佐 716 ほか1筆 | 四日市市ときわ1丁目7-14 大和ハウス工業株式会社四日市支社 支社長 茂木 啓一 |
| 平成30年 5月28日 | 伊勢市神田久志本町字松原 754-1 ほか2筆 | 伊勢市村松町 1375-8 有限会社タクト住宅 代表取締役 玉分 峰幸 |
| 平成30年 5月30日 | 伊勢市藤里町字一ノ谷 338-1 ほか9筆 | 伊勢市御菌町高向 2176-1 株式会社かがせお 代表取締役 松浦 雅代 |
| 平成30年 5月30日 | 松阪市久保町字深泥 1126-2 ほか1筆 | 松阪市久保町 776-12 株式会社フェイスジャパン 代表取締役 中川 雄斗 |
| 平成30年 6月1日 | 松阪市御麻生菌町字辻ノ浦 60-7 | 松阪市中万町 21 リヴェール中万A棟 202 近藤 昌典 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
